

令和3年度 高齢者の消費者被害防止フォーラム開催要領

1 目的

高齢者の消費者被害を防止するためには、日頃、高齢者と接している周囲の人が消費者トラブルに早い段階で気付き、その兆しを消費生活窓口につなぐことが重要である。

そのため、市町村における消費部門と福祉部門との連携強化を目的としたフォーラムを開催するものである。

2 対象

- (1) 消費者行政担当課職員
- (2) 消費生活相談員
- (3) 高齢者福祉担当課職員
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 地域包括支援センター職員
- (6) 民生委員・児童委員

3 開催日時及び会場

(1) 熊谷会場

- ・日時 令和3年11月8日(月) 14:00～16:30
- ・場所 熊谷地方庁舎4F 大会議室(熊谷市末広3-9-1)
- ・定員 50名(先着順)

(2) 大宮会場

- ・日時 令和3年11月15日(月) 14:00～16:30
- ・場所 大宮ソニックシティ9F 906会議室(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
- ・定員 50名(先着順)

4 内容

- (1) 開会・あいさつ
- (2) 講義 「コロナ禍での悪質商法と見守りのポイント」
講師 一般社団法人シニア消費者見守り倶楽部 代表理事 岩田美奈子氏
- (3) 意見交換 講義に対する質問や、日頃の見守り活動の中での懸案
- (4) 事業紹介 消費者被害防止サポーターについて
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
- (5) 閉会

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、急遽、内容の変更や中止とさせていただく場合もありますので、予めご了承ください。